

二宮町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

本条例の改正については、国の「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」（令和3年厚生労働省令第9号）が令和3年1月25日に公布されたことに伴い必要な改正を行うものですが、120ページに渡る条文から関係する4本の条例の改正作業を進めるというもので、官報の原稿誤り及び印刷誤りなどもあり改正箇所の確認や作業に更に時間を要しました。

また、改正内容は4条例に共通するものが多い状態ですが、それぞれにボリュームがあったため、他の追加条例の様に2月26日の本会議で即決とはせず、常任委員会への付託をお願いさせていただきました。

■ 改正の趣旨

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号。）の介護サービスに係る設備及び運営基準については、3年に1度、介護報酬に係る改定とあわせて社会保障審議会介護給付費分科会の審議を踏まえた改正が行われています。

介護保険法の規定による委任を受け、厚生労働省令を基準として都道府県・市区町村が条例で定めることとされており、この基準を満たす指定事業者が指定居宅介護支援等を提供することとされています。

令和3年度においても厚生労働省令である「指定地域密着型介護予防サービスの事業の人事、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）」が改正されたことに伴い、本条例に必要な改正を行い、令和3年4月1日から施行するものです。

■ 地域密着型介護予防サービスとは

要支援1・2の方が受けられるサービスであり、住み慣れた地域を離れず生活を続けられるように、地域の特性に応じた柔軟な体制で提供されるサービスのことです。

地域密着型介護サービスの予防版であり、事業所の指定や監査は町が行うことになるため、原則として指定した町に居住する被保険者が利用可能となり、当該サービスを提供する施設等は地域住民と交流が持てる場に立地していることが特徴です。

■ 改正内容

- ・虐待防止に対する取組
- ・ケアの質の向上
- ・人員配置基準の緩和
- ・認知症介護基礎研修の受講の義務づけ
- ・ハラスメント対策の強化
- ・業務継続に向けた取組の強化
- ・災害時の地域連携強化
- ・感染症対策の強化
- ・業務負担軽減の見直し
- ・過疎地域等におけるサービス提供の確保
- ・介護予防認知症対応型共同生活介護のユニット数の緩和
- ・外部評価に係る運営推進会議の活用
- ・その他（文言の規定）

<主な改正内容>

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大や近年の相次ぐ災害を受け、全ての介護予防サービス事業者に感染症への取組みを義務づけるなどの対策の強化
- ・人員基準や運営基準の緩和

<共通の改正>

虐待防止に対する取組（令和6年3月31日までの経過措置）

利用者の人権の擁護、虐待防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するために何らかの措置を講じる。

- ・虐待の発生又はその再発を防止するための措置として、対策検討委員会の開催、指針の整備、従業者への研修を実施する。
- ・各サービスの運営規程に虐待防止のための措置に関する事項を定める。

ハラスメント対策の強化

事業者に、適切な対策を講じることを義務づける。

業務継続に向けた取組の強化（令和6年3月31日までの経過措置）

感染症や災害が発生した場合であっても、介護サービスが継続的に提供できる体制の構築を義務づける。

- ・業務継続に向けた計画の策定、研修、訓練を実施する。

感染症対策の強化（令和6年3月31日までの経過措置）

感染症の発生及びまん延等に関する取組の徹底を義務づける。

- ・対策検討委員会の開催、指針の整備、研修・訓練を実施する。
- ・各種会議については ICT の活用を認める。